

令和 4 年度第 83 回原子力規制委員会議題 2
「政策評価の結果の政策への反映状況（令和 4 年度公表分）」及び、
令和 4 年度第 28 回原子力規制委員会議題 2 「規制の事後評価書（案）」
の資料修正

令和 5 年 3 月 29 日
原子力規制庁

第83回原子力規制委員会（令和5年3月22日）において決定された政策評価の結果の政策への反映状況（令和 4 年度公表分）（資料 2 の別添 2）の「表 1 規制を対象として評価を実施した施策」について、下記の記載漏れを確認したため、当該箇所を追記した上で総務省に送付するとともに原子力規制委員会のホームページにおいて公表することとしたい。

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	(略)	(略)
2	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制（令和5年2月15日公表）	<制度改正> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 32 に規定されている発電用原子炉の運転期間に関する規定が他法に規定され、その期間が原子力規制委員会の判断の対象ではなくなった場合でも高経年化した発電用原子炉について引き続き厳格な安全規制を実施するため、運転期間の定めにかかわらず必要な安全規制を実施できるように同法の規定を見なおす「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」を令和 5 年 2 月 28 日に閣議決定した。

本件処理にあたり、第 83 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 22 日）において決定された政策評価の結果の政策への反映状況（令和 4 年度公表分）（資料 2 の別添 2）及び令和 4 年度第 28 回原子力規制委員会（令和 4 年 8 月 17 日）において決定された規制の事後評価書（案）（資料 2 の別紙 4）の資料の政策の名称や規制の名称に不整合があったため、これらの資料をあわせて、修正した上で総務省に送付するとともに原子力規制委員会のホームページにおいて公表することとしたい。

第 83 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 22 日）において決定された政策評価の結果の政策への反映状況（令和 4 年度公表分）（資料 2 の別添 2）の「表 3 規制を対象として評価を実施した政策」の正誤表

	該当ページ	正	誤	修正の趣旨
1	7	核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化 （平成 29 年 4 月 14 日施行及び平成 29 年 7 月 10 日施行）	原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等（第一段階及び第二段階施行分（平成 29 年 4 月 14 日施行及び平成 29 年 7 月 10 日施行））	政策の名称欄の誤記載

令和 4 年度第 28 回原子力規制委員会（令和 4 年 8 月 17 日）において決定された規制の事後評価書（案）（資料 2 別紙 4）の正誤表

	該当ページ	正	誤	修正の趣旨
1	84	核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化。	原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等	規制の事後評価書（要旨）への案件名の誤記載
2	103	原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し	関係周辺都道府県知事の要件の見直し	規制の事後評価書への案件名の誤記載